

思っていた商品と違う！?

産業課 内線263

通信販売とは？

通信販売とは、新聞、テレビ、インターネット上のホームページなどによる広告を見た消費者が、電話やインターネットなどで購入の申込みを行う取引方法をいいます。自宅にいながら買いたい物ができる通信販売はとても便利ですが、広告だけが商品を購入する判断材料となり、実際に商品を見ることがなく購入するため、トラブルになりやすく注意が必要です。

被害にあわないとために

- ・価格や送料、代金の支払い方法など広告やカタログにある取引条件をよく確認します。
- ・代金が前払いとなる場合は、メモは残しておきましょう。
- ・代金が前払いとなる場合、料金を振り込んだのに商品が届かないなどのトラブルもありますので特に注意しましょう。
- ・返品特約があり返品条件を満たしているときや商品にキズ等があり使用できないときは、う。

返品できることもありますので業者に確認しましょう。

返品ルールについて

テレビやインターネット等を利用した通信販売にはクーリング・オフ制度の適用がありますが、平成21年12月に施行された改正特定商取引法では、返品について明確に表示していない場合は、商品を受け取ってから8日間以内であれば、送料消費者負担での返品が可能となります。

通信販売に関して、何か心配なことがありますたら、次の相談窓口までご相談下さい。

【消費生活に関する相談窓口】

役場産業課商工観光係
☎ 45・1111 内線263
愛媛県消費生活センター

愛媛県消費生活相談窓口
イメージキャラクター



こまどりのPiPi(ピピ)

Q 候補者名簿に記載されたら、必ず裁判所に行くことになるのですか？



A くじで選ばれなかった場合は、呼び出されません。

裁判員候補者は、実際の事件ごとに裁判員候補者名簿からくじで選ばれます。ですから、裁判員候補者名簿に記載されても、くじで選ばれず、裁判所に来ていただかないこともあります。そして、裁判員候補者名簿は1年ごとに作成されますので、1年間が経過すれば裁判員候補者ではなくなります。ただし、翌年以降の裁判員候補者は、前年に裁判員候補者名簿に記載されたか否かにかかわらず、新たに選挙人名簿からくじで選ばれますので、翌年以降の裁判員候補者名簿に再び記載される可能性もあります。しかし、過去5年以内に裁判員などになった方や、過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に来ていたいたい方（辞退が認められた方は除く）などは、裁判員になることを辞退することができます。